

令和元年12月13日
教育委員会定例会資料
教育部生涯学習推進センター

立川市第6次生涯学習推進計画

(素案の案)



令和2(2020)年
立川市教育委員会

目 次

第1章 生涯学習社会の実現に向けて	1
第1節 市民の共学・協働に育まれたまちづくり	1
第2節 持続可能な生涯学習社会を目指して	1
第3節 理念としての「学社一体」	1
第2章 計画を取り巻く環境	3
第1節 国及び関係法令などの動向	3
第2節 東京都の動向	7
第3節 立川市の取組	8
1 第1次計画期 平成4（1992）年度～平成11（1999）年度	8
2 第2次計画期 平成12（2000）年度～平成16（2004）年度	8
3 第3次計画期 平成17（2005）年度～平成21（2009）年度	8
4 第4次計画期 平成22（2010）年度～平成26（2014）年度	9
5 第5次計画期 平成27（2015）年度～平成31（2019）年度	9
第3章 生涯学習に関する市民意識	11
第4章 計画の考え方と構成	12
第1節 目的	12
第2節 期間	12
第3節 範囲と位置付け	12
第4節 構成	13
第5節 進捗管理	13
第6節 長期総合計画における成果指標	13
第5章 生涯学習施策の体系	14
第6章 重点施策	15
市民の学びの力をまちづくりに生かす持続可能なしくみづくり	15
たちかわ市民交流大学を核とした市民の学びの推進	16
地域拠点としての地域学習館での学びの推進	16
第7章 施策目標・施策の方向・具体化の取組	17
施策目標Ⅰ いつでも、だれでも学べる身近な学習環境の整備ーたちかわ市民交流大学の発展・充実ー	17
施策の方向1 学習機会の充実	17
施策の方向2 学びあいを通じた知縁・学縁の形成	20
施策の方向3 連携・協働による学習環境の整備	23
施策目標Ⅱ 市民ニーズに合わせた生涯学習情報の提供ー多様な媒体の活用による学びの裾野の拡大ー	26
施策の方向1 学習情報の提供	26
施策目標Ⅲ 地域人材の育成と学習施設の有効活用ー学びを支える持続可能なしくみの構築ー	29

施策の方向1 地域人材ネットワークの構築	29
施策の方向2 専門的職員の養成	33
施策の方向3 学習施設の充実	35
資料	38
1 立川市生涯学習推進本部設置要綱	39
2 立川市生涯学習推進本部名簿	41
3 立川市生涯学習推進審議会条例	43
4 立川市生涯学習推進審議会委員名簿	44
5 策定までの審議経過	45
6 他課における生涯学習関連事業	47
7 脚注用語解説	48
8 参考資料	49



第1章 生涯学習社会の実現に向けて

第1節 市民の共学・協働に育まれたまちづくり

本市では、生涯学習社会の実現に向けて、平成4（1992）年度に第1次生涯学習推進計画を策定して以来、平成27（2015）年度に策定された第5次計画まで、時代の変化や市民のニーズ、地域の実情に応じて生涯学習を推進してきました。第5次計画では、後述する「学社融合」という生涯学習の本旨を意識しながら「生涯学習社会の実現＝市民の共学・協働に育まれたまちづくり」を支える学びのあり方を提起し、①市民の自己教育と相互教育の力をまちづくりに生かす学び、②たちかわ市民交流大学を核とした市民の学び、③地域拠点としての地域学習館での学び、という3つの「学び」に対応した重点施策に取り組んできました。

第6次計画でも、これまでの理念を継承し、引き続き「市民の共学・協働に育まれたまちづくり」を進めることで「生涯学習社会の実現」を目指します。これは、立川市第4次長期総合計画が掲げる都市像「育ちあい、学びあう文化の香り高いまち」、ひいては将来像「にぎわいとやすらぎの交流都市 立川」の実現にもつながっていきます。

第2節 持続可能な生涯学習社会を目指して

これまでの取組を継続することは大切ですが、その一方で、生涯学習・社会教育を取り巻く環境は、大きく変化しています。国や東京都は、これまでの生涯学習・社会教育のあり方を見直し、さまざまな改革に取り組んでいます。本市においては、地域学習館や学習等供用施設を含む公共施設再編の取組が始まっています。さらには、情報通信技術（ICT）が社会に深く浸透したことで、情報発信のあり方にも変革が求められています。

このような環境変化の中にあっても、生涯学習・社会教育の重要性は変わらないとの認識から、第6次計画では、「持続可能な生涯学習社会」の実現を目指し、本市が果たすべき生涯学習活動の推進方策を示しています。

第3節 理念としての「学社一体」

平成8（1996）年4月、国の生涯学習審議会が、文部大臣への答申「地域における生涯学習機会の充実方策について」の中で、「学社融合」という概念を提唱しました。「学社融合」は「学校教育と社会教育がそれぞれの役割分担を前提とした上で、そこから一歩進んで、学習の場や活動など両者の要素を部分的に重ね合わせながら、一体となって子どもたちの教育に取り組んでいこうとする考え方であり、従

来の『学社連携』の最も進んだ形態（答申より引用）」というもので、本市においても「学社融合」を意識して取り組んでまいりました。

第6次計画では、「学社融合」という生涯学習の本旨をさらに発展させ、学校教育と社会教育のより一層の連携を推進する意志を表明するものとして「学社一体」という理念を根幹に据えています。既に、第5次計画期から「学校支援ボランティア」を筆頭に、「地域学校協働本部」や「生涯学習における立川市民科」など、「学社一体」的な事業に取り組んでいます。

また、平成31（2019）年1月には、立川市生涯学習推進審議会より答申「『学社一体』へ向けた取り組みにおける地域学習館のあり方について」を受け、今後の「学社一体」の理念に基づいた生涯学習推進方策について検討しています。

＜図＞3つの「学び」が「生涯学習社会の実現＝市民の共学・協働に育まれたまちづくり」を支えていて、それを将来にわたって持続させていくことが、透けた矢印が何かで示されているイメージ図

＜図または写真＞「学社一体」の取り組みを説明するもの

第2章 計画を取り巻く環境

*主として第5次計画期（平成27（2015）年度～平成31（2019）年度）の動向を掲載しています。

第1節 国及び関係法令などの動向

1 教育再生実行会議第六次提言「『学び続ける』社会、全員参加型社会、地方創生を実現する教育の在り方について」（平成27（2015）年3月）

「社会に出た後も、誰もが『学び続け』、夢と志のために挑戦できる社会」を実現するために、生涯で何度でも教育の場に戻って学び中心の期間を持つことができる“リカレント教育”の推進や、その成果を社会に還元し、再び新たなステージで活躍する人生サイクルを実現することに関する具体的方策を提言しています。「行政の縦割りを廃した実効的な体制の構築が必要」であるとしています。

2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（地教行法）の改正（平成27（2015）年4月施行）

教育行政の責任の明確化（教育委員長と教育長を一本化した新教育長の配置）や、首長による「総合教育会議」の設置、「大綱」の策定など、地方教育行政制度の大きな改革が行われました。

3 中央教育審議会答申「新しい時代の教育や地方創生の実現に向けた学校と地域の連携・協働のあり方と今後の推進方策について」（平成27（2015）年12月）

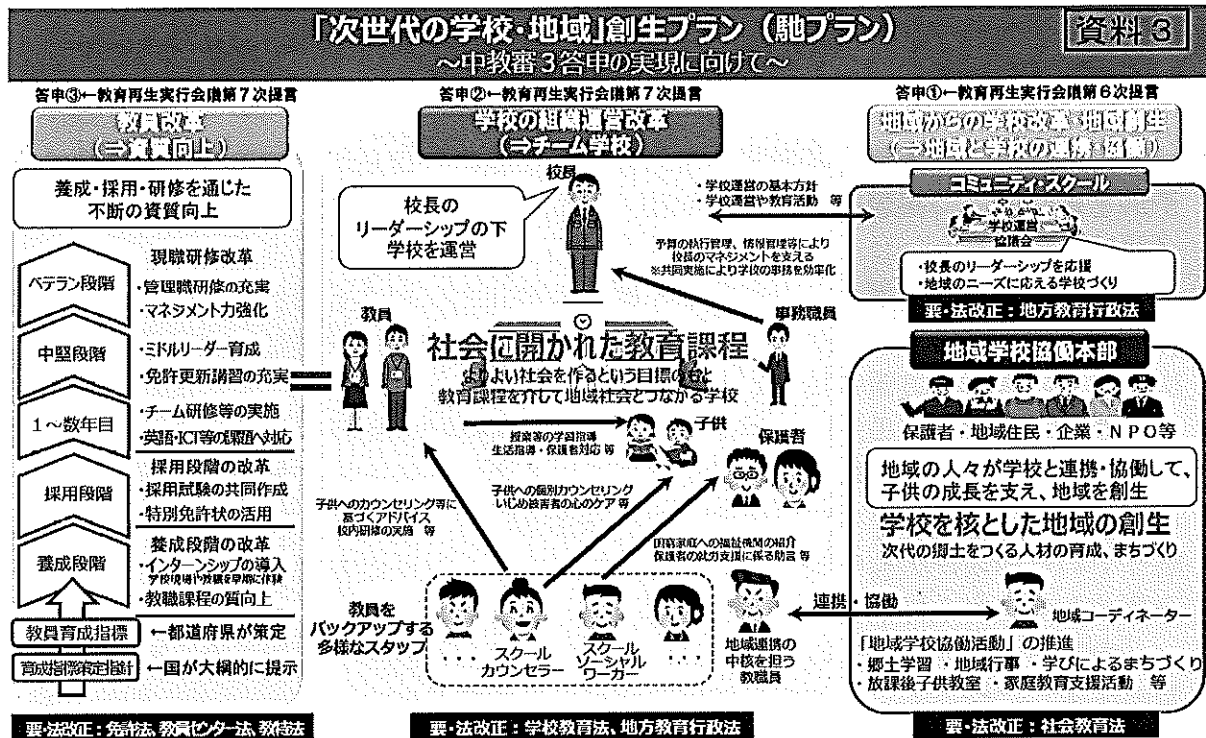
これからの学校と地域の目指すべき連携・協働の姿として、①地域とともにある学校への転換、②子どもも大人も学びあい育ちあう教育体制の構築、③学校を核とした地域づくりの推進、の3つが提案されました。

地域における学校との協働体制の今後の方向性として、従来の学校支援地域本部などの活動をベースに「地域学校協働本部」に発展させ、地域住民や学校との連絡調整を行うコーディネーターの配置が必要だ、としています。また、コミュニティ・スクールと地域学校協働本部が相互に補完し高めあう存在として、両輪となって相乗効果を発揮していくことが必要だ、としています。

4 「次世代の学校・地域」創生プラン～学校と地域の一体改革による地域創生～（平成28（2016）年1月）

一億総活躍社会の実現と地方創生の推進のため、上記答申などの具体化を強力に推進すべく策定（文部科学大臣決定）されました（通称「馳プラン」）。「馳プラン」は、具体的施策の3本の矢として「地域と学校の連携・協働に向けた改

革（コミュニティ・スクール、地域学校協働活動の推進）」「学校の組織運営改革」「教員制度の一体的改革」を、改革工程表をもって明示しています。



「次世代の学校」の創生に必要な不可欠な教職員定数の戦略的充実

子供たちが自立して活躍する「一億総活躍社会」「地方創生」の実現

（文部科学省ホームページより転載）

5 中央教育審議会答申「個人の能力と可能性を開花させ、全員参加による課題解決社会を実現するための教育の多様化と質保証の在り方について」（平成28（2016）年5月）

社会情勢の変化などを踏まえ、社会に出た後も「学び続ける」社会を実現していくことが重要である、としています。

生涯学習を通じて「全員参加による課題解決社会」を実現していくためには、各種課題に対応する多様な学習機会を充実し、一人ひとりの可能性を高めていくことに加え、学習した成果が適切に評価され、それが活動と有機的につながる環境を整備することにより、「『学び』と『活動』の循環」を形成していくことが重要である、としています。

また、ICTを活用した「生涯学習プラットフォーム（仮称）」の構築に向けて、求められる役割や課題などについて整理しています。

6 社会教育法の改正（平成29（2017）年4月施行）

地域学校協働活動の円滑かつ効果的な実施のための必要な措置を講ずることや、地域学校協働活動推進員についての規定が追加されました。

7 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（地教行法）の改正（平成27（2015）年4月施行）

学校運営協議会について規定されました。

8 教育再生実行会議第十次提言「自己肯定感を高め、自らの手で未来を切り拓く子供を育む教育の実現に向けた、学校、家庭、地域の教育力の向上」（平成29（2017）年6月）

「学校、家庭、地域」の役割分担と教育力の向上に関する内容を中心に、教師の働き方改革にも言及しながら、子どもたちの自己肯定感を育むための環境整備についての具体的方策を提言しています。

「地域の教育力」の向上の観点では、「『地域学校協働活動』を推進するとともに、学校、家庭、地域を結び付けるプラットフォームとして学校を活用」することが重要である、としています。学校を地域にオープンにすることによって、眠っている地域の力を学校に呼び込み、地域とともに子どもを育む環境をつくる必要がある、とも指摘しています。

「教師の働き方改革」の観点では、「地域住民との連携・協働を含めた学校運営の改善」について、さらなる取組の必要性を指摘しています。

9 第3期教育振興基本計画（平成30（2018）年6月）

平成30（2018）～令和4（2022）年度を対象とする第3期計画では、社会構造の変化を背景として、生涯にわたる一人ひとりの「可能性」と「チャンス」の最大化を、今後の教育政策の中心課題に据えて取り組む必要があるとした上で、「夢と志を持ち、可能性に挑戦するために必要となる力を育成する」「生涯学び、活躍できる環境を整える」「誰もが社会の担い手となるための学びのセーフティネットを構築する」など五つの今後の教育政策に関する基本的な方針が示されています。

10 文部科学省の組織再編（平成30（2018）年10月）

社会構造の急速な変化を背景として、新時代の教育政策実現に向けて、平成30（2018）年10月、文部科学省において大きな組織再編が行われました。

この再編は、これまでの「生涯学習政策局」を「総合教育政策局」に改組することを柱とするもので、「時代の大きな変化も踏まえてより一層強固に（生涯学習社会の実現の）取組を推進していくために、体制の見直しを図るもの」としています。「総合教育政策局」は「これまでの取組を大きく前進させ、学校教育と社会教育を通じた包括的で一貫した教育政策をより強力かつ効果的に推進し、文部科学省の先頭に立って、誰もが必要なときに必要な教育を受け、また学習を行い、充実した生涯を送ることができる環境の実現」を目指す、としています。

「社会教育課」については、所管していたすべての事務が他課に移管され、課としては廃止されています。また「総合教育政策局」に「社会教育振興統括官」が配置されています。

11 中央教育審議会答申「人口減少時代の新しい地域づくりに向けた社会教育の振興方策について」（平成30（2018）年12月）

今後の地域における「社会教育」のあり方について、「社会教育を基盤とした、人づくり・つながりづくり・地域づくり」が提案されています。また、新たな社会教育の方向性として「開かれ、つながる社会教育の実現」が提案されており、「社会教育」を改めて見つめ直し、位置付け直す試みがなされています。

具体的な方策としては、地域学校協働活動を核にした社会教育と学校教育の一層の連携・協働、社会教育主事の確実な配置、多様な主体による「社会教育士」の取得推奨などが示されています。また、今後の社会教育施設の所管のあり方について、今後も教育委員会を基本としつつ、地方公共団体の判断により首長部局が施設を所管することを条件付きで可とすべきである、としています。

12 第9次地方分権一括法に基づく法改正（令和元（2019）年6月施行）

教育委員会が所管することとなっている公民館、図書館、博物館などの公立社会教育施設について、上記答申で示された通り、社会教育の適切な実施の確保に関する一定の担保措置を講じた上で、地方公共団体の判断により首長部局が所管することを可能とするため、社会教育法、図書館法、博物館法、地教行法がそれぞれ改正されました。

第2節 東京都の動向

1 第3次東京都教育ビジョン（平成25（2013）年4月）

東京都における教育振興基本計画として位置づけられ、平成25（2013）年度29（2017）年度の5か年を中心に、中・長期的に取り組むべき基本的な方向性と主要施策が示されています。

（平成27（2015）年4月、地教行法改正を受け、東京都教育施策大綱に向けた内容整理及び平成30（2018）年度までの計画期間延長を行っています。）

2 東京都生涯学習審議会と社会教育委員の会議の統合（平成26（2014）年4月）

東京都は、類似の機能を持つ「東京都生涯学習審議会」と「東京都社会教育委員の会議」の機能を統合し、両附属機関を一体としました。これにより、東京都社会教育委員は廃止されました。

3 東京都教育施策大綱～東京の輝く未来を創造する教育の実現に向けて～（平成29（2017）年1月）

学校教育に関する事項を中心とする構成ですが、重要事項Ⅷ「子供たちの学びを支える教師力・学校力の強化」の具体的方針として「学校と家庭、地域との連携・協働による教育を推進します」と打ち出しています。令和2（2020）年度までを対象としています。

4 第4次東京都教育ビジョン（平成31（2019）年3月）

教育基本法第17条第2項に基づき、国の第3期教育振興基本計画を参酌して策定されました。平成31（2019）年度～令和5（2023）年度の5年間で、東京都教育委員会として取り組むべき基本的な方針と、その達成に向けた施策展開の方向性を示しています。「地域学校協働活動の推進」「地域と共にある学校づくりの推進」などが謳われています。

第3節 立川市の取組

1 第1次計画期 平成4（1992）年度～平成11（1999）年度

第1次計画は平成4（1992）年に策定し、他の自治体と比べて早期から生涯学習の推進に着手しました。この計画では「生涯学習社会の実現」に向けた「生涯学習は子どもから」、「生きがいめざす楽しい学習」、「ふれあいで新しい生活創造へ」、「生涯学習情報の提供」、「生涯学習推進組織の整備」の5項目の目標を掲げ、具体的に推進するための方策を体系化しました。

平成6（1994）年10月には、女性総合センターに「生涯学習情報コーナー」を開設し、講座やサークルに関する情報提供や学習相談を開始しました。平成7

（1995）年には「立川市生涯学習指導協力者（生涯学習市民リーダー）」の登録制度を開始しました。

2 第2次計画期 平成12（2000）年度～平成16（2004）年度

第2次計画期は、第1次計画を基本的に継承しつつ、「生涯学習からはじまる立川市のまちづくり」を基本理念とし、「生涯学習センター（のちの生涯学習推進センター）構想」や「市民大学（のちのたちかわ市民交流大学）構想」について検討を開始しました。これらの構想は、当時としては全国的にも類を見ない先駆的なものとして注目を集めました。

3 第3次計画期 平成17（2005）年度～平成21（2009）年度

第3次計画期は、第2期計画期の構想を具現化する形で、今日の生涯学習推進体制の基礎となるさまざまな改革が行われました。

まず、平成19（2007）年4月、生涯学習課と公民館を統合した行政組織として「生涯学習推進センター」を設置し、生涯学習支援機能の充実を図りました。

次に、同年10月、市が行う講座を一元化した「たちかわ市民交流大学」を開設しました。たちかわ市民交流大学の講座は、市民で組織した市民推進委員会が企画する「市民企画講座」、公募団体などが企画する「団体企画型講座」、行政が企画する「行政企画講座」の3つで構成され、それまでの行政主導による施策から転換し、数多くの講座が市民と行政との協働によって実施されるようになりました。

そして、公民館を「地域学習館」へ転用し、市民の関わりを深める地域学習館運営協議会の設置準備を開始しました（平成22（2010）年6月に設置）。地域学習館への転用によって、社会教育法の適用を受けない施設となり、より柔軟な運用が可能になりました。

さらに、平成20(2008)年3月には、市民の利便性の向上と公平性の確保を目的として、インターネットを通じて生涯学習施設の仮予約や空き状況確認ができる「施設予約システム」を導入しました。

4 第4次計画期 平成22(2010)年度～平成26(2014)年度

第4次計画は、第3次計画を継承し、たちかわ市民交流大学の充実・発展とともに、地域学習館への市民力の導入を図ることなどを柱としました。平成24(2012)年11月には、たちかわ市民交流大学開講5周年を記念したイベント「ここから始めよう Here We Go!」を開催し、講演会やシンポジウム、パネル展示などを実施しました。また、施設予約システムは新たに子ども未来センターと市民会館を利用可能施設に加え、利便性向上を図りました。

5 第5次計画期 平成27(2015)年度～平成31(2019)年度

第5次計画は、「学社融合」という生涯学習の本旨を意識しながら「市民の共学・協働に育まれたまちづくり」を支える学びのあり方を提起するものとしてスタートしました。この期は、前述するように、国や東京都において生涯学習・社会教育を取り巻く環境が大きく変革しています。それらの動向を注視しながら、本市においてもさまざまな改革や新しい取組を行ってきました。

まず、平成28(2016)年度から、役割の類似性が指摘されていた立川市生涯学習推進審議会と立川市社会教育委員の会議を整理し、審議会委員が社会教育委員を兼ねることとしました。審議会の新たな任務として、年度ごとに計画の進捗評価を行うこととし、第三者の視点を生かして生涯学習を推進していく体制を強固にしました。審議会からは、平成31(2019)年1月に「『学社一体』へ向けた取り組みにおける地域学習館のあり方について」、令和元(2019)年11月に「立川市における生涯学習の振興方策について」の2つの答申を受け、この計画の策定に生かしています。

次に、「学社融合」をさらに発展させる本市独自の理念として「学社一体」を提唱し、取組を開始しました(「学社一体」については第1章を参照)。この理念に基づき、「学校支援ボランティア」や「コミュニティ・スクール」「学校支援地域本部(のちの『地域学校協働本部』)」などの「学校と地域の連携・協働」の取組を、全国的な潮流も意識しながら積極的に推進しています。

また、学校教育の場において、平成(20)年度から本市独自のカリキュラムとして取り組まれている「立川市民科」の考え方を取り入れて、“大人向け”として生涯学習の場でもプロジェクトチームを編成し、平成29(2017)年度から取組を開始しました。「学社一体」を推進する取組が期待できる事業として、定着化とさらなる発展を目指しています。

最後に、本市における「公共施設再編」の動きについても触れておく必要があります。平成 28（2016）年度に「立川市公共施設再編計画」が、平成 30（2018）年度には「立川市公共施設再編個別計画」が策定され、地域学習館や学習等供用施設などの学習施設を含む公共施設のあり方についての検討が始まっています。複合化などにより施設のかたちが変わったとしても、学習施設が持つ本来の「機能」を担保しながら、将来にわたって市民の学習ニーズにこたえることができるよう、持続可能なしくみを検討すべき時期に来ています。

<図>地域学校協働本部

<図または写真>「立川市民科」

第3章 生涯学習に関する市民意識

アンケートの調査結果をグラフを用いて説明
第5章以降の裏付けとなるデータを中心に掲載

第4章 計画の考え方と構成

第1節 目的

この計画は、立川市第4次長期総合計画が掲げる将来像「にぎわいとやすらぎの交流都市 立川」の実現に向けて定めた5つの都市像のうちの一つ「育ちあい、学びあう文化の香り高いまち」を目指すため、「生涯学習・スポーツ活動などによる学びと文化芸術のまちづくりの推進」を図ることを目的としています。

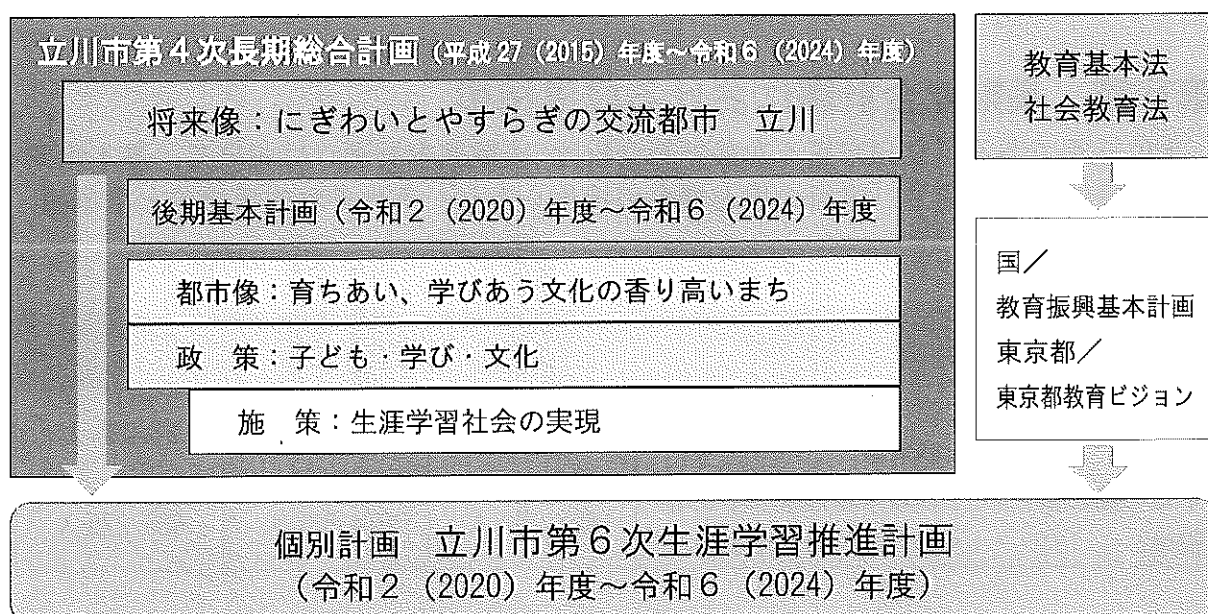
第2節 期間

この計画の期間は、令和2（2020）年度から令和6（2024）年度までの5年間です。（社会情勢等により計画の改定を行う必要が生じた場合には、適宜見直しを行うものとします。）

第3節 範囲と位置付け

この計画は、「立川市第4次長期総合計画 後期基本計画」における分野別個別計画として、立川市生涯学習推進審議会の答申「立川市における生涯学習の振興方策について（令和元（2019）年11月）の趣旨を生かして策定するものです。

市民の生涯学習は、子どもから高齢者まで文字通り生涯にわたり、あらゆる場面で行われるものです。そのため、この計画の範囲は、横断的な取組として、他の分野別個別計画が進める多岐にわたる生涯学習関連事業が対象となりますが、他の計画に掲げられている事業の進行管理は、各計画の中で行うこととします。



第4節 構成

この計画では、幅広い生涯学習施策を総合的に進めていくため、「生涯学習社会の実現＝市民の共学・協働に育まれたまちづくり」に向けた「3つの施策目標」を掲げ、それらを達成するための施策を体系化しています。

3つの施策目標を実現していくにあたり、この計画の計画期間である5年間に、特に重点的に取り組むべき「3つの重点施策」を抽出して掲げています。

これらの施策目標と重点施策は、第5次計画を基本的に継承した上で、生涯学習・社会教育を取り巻く環境のこれまでの変化と今後の見通しを踏まえた調整を行っています。

第5節 進捗管理

この計画で掲げている事業の進捗については、教育委員会における点検評価に加えて、生涯学習推進審議会における進捗評価を年度ごとに受け、次年度の事業の推進に役立てるものとします。

＜図＞進捗管理のしくみを示すPDCAサイクル的な図

第6節 長期総合計画における成果指標

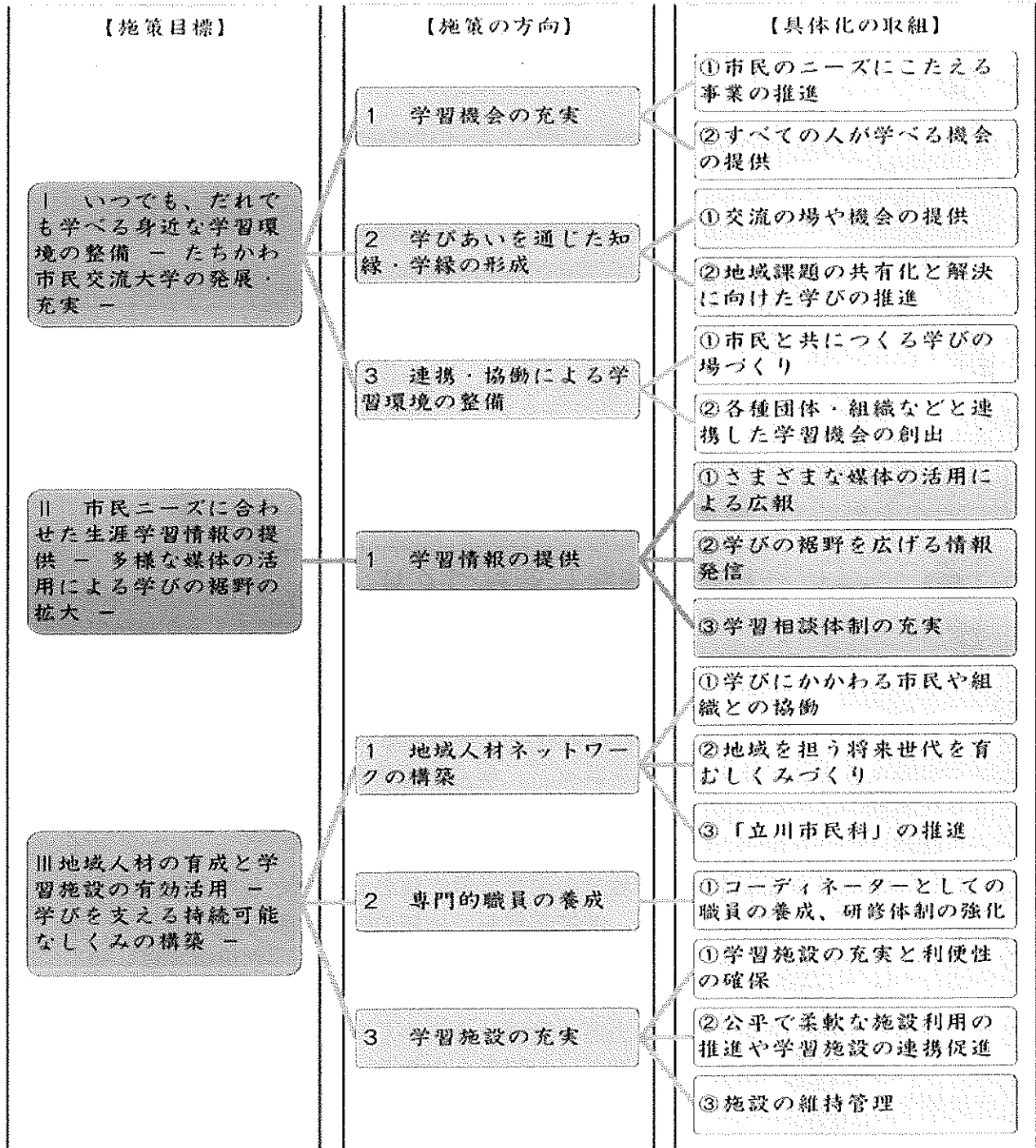
上位計画である「立川市第4次長期総合計画 後期基本計画」において、基本事業を「学習情報の発信」「学習の場と機会の提供」とし、それぞれ成果指標と目標値を示しています。

基本事業	成果指標	基準値 (H25 年度)	現状値 (H30 年度)	目標値 (R6 年度)
学習情報の発信	市民交流大学事業の受講者数	78,698 人	84,599 人	86,290 人
学習の場と機会の提供	地域学習館及び学習等供用施設の利用者数	623,792 人	614,831 人	633,275 人

第5章 生涯学習施策の体系

※図は仮のもの。見やすいものに変更予定

生涯学習社会の実現 - 市民の共学・協働に育まれたまちづくり



市民の学びの力をまちづくりに生かす持続可能なしくみづくり

重点
施策

たちかわ市民交流大学を核とした市民の学びの推進

地域拠点としての地域学習館での学びの推進

第6章 重点施策

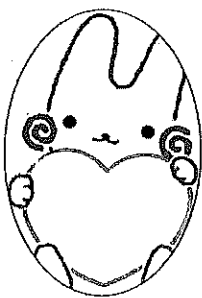
「生涯学習社会の実現＝市民の共学・協働に育まれたまちづくり」を目指して、第5次計画から継承する3つの重点施策を進めます。

重点 施策

 市民の学びの力をまちづくりに生かす持続可能なしくみづくり

 たちかわ市民交流大学を核とした市民の学びの推進

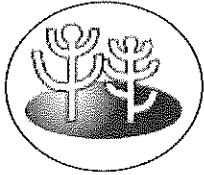
 地域拠点としての地域学習館での学びの推進



市民の学びの力をまちづくりに生かす 持続可能なしくみづくり

市民の主体的な学びは、一人ひとりの生涯にわたる成長といきいきとしたくらしのためだけではなく、地域につながりをつくり、持続可能な地域社会を実現するためにも不可欠です。地域の中で地域から学び、地域の課題を共有し、学んだ成果を地域で生かす活動は、市の文化や歴史を次の世代に伝え、新しい価値を創造する市民主体のまちづくりへとつながっていきます。

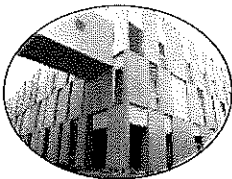
たちかわ市民交流大学は、市独自の生涯学習支援のしくみとして定着するとともに発展に努めています。また、地域学習館は地域の生涯学習の拠点として、学びあいによる地域のつながりを生み出しています。さらに、「立川市民科」や「学社一体」の取組は、学校教育・社会教育の垣根を越えて、子どもから大人まで、地域を学び、持続可能で魅力ある地域社会をつくることを目指しています。こうした多様で豊かな市民の学びあいや協働を支えるしくみを確立していくことが必要です。



たちかわ市民交流大学を核とした市民の学びの推進

たちかわ市民交流大学は、平成 19（2007）年に誕生して以降、市民サークルや非営利団体（NPO）、ボランティアといった市民組織や、市内外の教育機関など、さまざまな主体と行政とが協働し、学習環境を整え、多様な学びを提供してきました。引き続き、企画運営委員会、庁内調整委員会、市民推進委員会が中心となって、たちかわ市民交流大学を核とした市民の学びを推進します。

これまでの実績を踏まえつつ、市民のニーズに対応した講座を展開するだけでなく、市民の交流の場としての機能を発揮したり、多様な媒体の活用による情報提供を通して学びの裾野の拡大を目指したりすることで、市民の自己実現や地域課題の解決につながる学びの創出に取り組めます。



地域拠点としての地域学習館での学びの推進

公民館としての伝統を持ち、市が正規職員を配置して運営している地域学習館は、地域の生涯学習拠点として、またコミュニティづくりの拠点として、市民の学習ニーズを探り、学ぶ楽しさを実感できる環境を整備してきました。

これからも、地域学習館運営協議会や利用者、地域団体・組織との協働をさらに進め、住民相互の学びあいの機会を提供し、学習情報の提供や学習相談に応じ、市民の学習活動が活性化するように必要な支援に取り組めます。

しかしながら、「学社一体」を進めるためには、さらなる取組が求められます。立川市生涯学習推進審議会からの答申「『学社一体』へ向けた取り組みにおける地域学習館のあり方について」（平成 31（2019）年 1 月）及び「立川市における生涯学習の振興方策について」（令和元（2019）年 11 月）で指摘されている通り、これからの地域学習館は、学校やその他の施設、地域組織、高等教育機関、民間企業などと連携し、コーディネーターとしての役割を果たすことが期待されています。期待に応えるべく、地域学習館全体のコーディネート能力向上に取り組めます。

第7章 施策目標・施策の方向・具体化の取組

3つの施策目標からなる生涯学習施策の体系（第5章を参照）は、第5次計画を基本的に継承した上で、生涯学習・社会教育を取り巻く環境のこれまでの変化と今後の見通しを踏まえた調整を行っています。

施策目標Ⅰ いつでも、だれでも学べる身近な学習環境の整備 －たちかわ市民交流大学の発展・充実－

子育てや職業による時間的制約や障害の有無、年齢や性別、国籍の違い、経済的格差などにかかわらず、「学習権」はすべての人に等しく保障されるべきであり、誰もが生涯を通じて学び続けることができるように、学習機会の提供に努めなければなりません。個々の市民が行う自己実現のための学びに留まらず、学習の積み重ねを市民が主体のまちづくり・地域づくりに結び付けていくことは、今後の生涯学習の重要な役割です。市民の学びあいを通じた交流から生まれる「知縁・学縁」が、地域課題の解決へと発展していくよう、市民と行政の協働の下、さまざまな事業を展開していきます。

施策の方向1 学習機会の充実

生きがいづくりや地域課題の解決につながる学びの創出に向け、生涯にわたって学び続けられるよう、たちかわ市民交流大学を核とした学習機会の充実に取り組みます。

具体化の取組① 市民のニーズにこたえる事業の推進

学びを求めるすべての市民が、学びたい内容を、学びたい方法で、学びたい場所で学べるよう、多様な学習機会を創出します。また、市民のニーズを掘り起こしたり喚起したりするような事業を展開します。

<取組事項>

名 称	市民視点の講座の実施
内 容	たちかわ市民交流大学市民推進委員会が企画する市民企画講座や公募型の団体企画型講座など、市民の視点で企画・実施する講座を充実します。
関係する 主な事業	市民交流大学運営事業 ほか

名 称	地域活性化講座の実施
内 容	地域学習館ごとに設置された地域学習館運営協議会が、地域の課題を把握し、解決に向けた地域活性化講座を企画・実施します。
関係する 主な事業	地域学習館事業 ほか

具体化の取組② すべての人が学べる機会の提供

時間的制約や障害の有無、年齢や性別、国籍の違い、経済的格差などにかかわらず、すべての市民が学ぶことができるよう、さまざまな方を対象とした学習機会を提供します。また、障害をお持ちの方が講座などに参加される際の情報保障や、保育付き講座を推進します。

<取組事項>

名 称	高齢者の生きがいづくり
内 容	市内9か所で実施している「寿教室」などを通して、年齢を重ねても身近な場所で生きがいづくりができるよう、福祉や健康にかかわる部署とも連携して学びの場を整備します。
関係する 主な事業	高齢者対象事業 ほか

名 称	子どもたちやその保護者の学び
内 容	子どもたちやその保護者を対象に、家庭教育講座や職業体験講座、自然体験講座や日本の文化を知る講座などを実施し、心豊かな人格を育むとともに次世代への伝統文化の継承を行います。
関係する 主な事業	子ども対象事業 ほか

名 称	障害者理解講座や、障害者のための事業
内 容	健常者を対象とした障害についての理解を深める講座を開催します。また、ノーマライゼーションの考えに基づき、ハンディキャップのある方々の社会的自立や交流を支援するための事業を実施します。
関係する 主な事業	青春学級事業、成人対象事業 ほか

名 称	障害者への情報保障や、講座時保育の推進
内 容	市民の誰もが講座に参加できるよう、手話通訳者や要約筆記者を配置した講座や、就学前の子どもを預かる保育付き講座の実施を推進します。
関係する 主な事業	生涯学習活動推進事業、成人対象事業 ほか

<写真>

施策の方向2 学びあいを通じた知縁・学縁の形成

市民同士がともに学びあい、高めあうことで生まれる新しいつながりは、地域課題に関心を持ち自ら学ぶ契機となっています。こうした「知縁・学縁」を育み、地域課題の解決や将来世代の育成につなげていくことは、「市民の共学・協働に育まれたまちづくり」の基盤となるものです。

具体化の取組① 交流の場や機会の提供

「知縁・学縁」の形成や講座内容の充実・発展のため、受講者や地域学習館利用者同士の交流や、学びに関わる組織のスタッフ同士の交流の場を設けます。また、「学社一体」の実現への第一歩として、学校教育関係者と社会教育関係者が双方のニーズを把握することができるようの方策を検討します。

<取組事項>

名 称	生涯学習関係団体の交流の場づくり
内 容	たちかわ市民交流大学市民推進委員（サポーターを含む）や、生涯学習市民リーダー、地域学習館運営協議会委員などの交流の場を設けます。
関係する 主な事業	市民交流大学運営事業 ほか

名 称	世代間交流の場づくり
内 容	異なる世代の交流を目的とした講座などを実施します。
関係する 主な事業	成人対象事業 ほか

名 称	異文化交流の場づくり
内 容	多文化共生・国際理解講座を実施し、異文化を学び、外国人と交流することができる場を創出します。
関係する 主な事業	成人対象事業 ほか

名 称	子どもや高齢者の居場所づくり
内 容	子どもや高齢者の居場所となるような講座の実施や活動場所の提供を通して、交流を促します。
関係する 主な事業	子ども対象事業、高齢者対象事業 ほか

名 称	地域学習館まつりの実施
内 容	年に一度の地域学習館まつりは、学習成果の発表の場としてだけでなく、地域で活動する市民の交流の場として大いに活用されています。また、錦学習館や幸学習館では、大学生とのコラボレーション企画を展開しており、異世代交流の場にもなっています。引き続き、工夫を凝らしたまつり事業の実施に取り組めます。
関係する 主な事業	地域学習館まつり事業 ほか

名 称	学習等供用施設の取組
内 容	市内に11施設ある学習等供用施設は、地域団体の代表者などで構成される学習等供用施設管理運営委員会が管理・運営を担っており、会館まつりや各種講座、広報発行などの自主事業も行っています。地域住民の学習、集会、レクリエーションの拠点として地域に浸透しており、その役割は大変重要です。管理運営委員会と連携し、引き続き多様な機会の創出に取り組めます。
関係する 主な事業	学習等供用施設管理運営 ほか

名 称	社会教育関係団体同士の交流
内 容	社会教育活動または生涯学習を主たる目的とする社会教育関係団体として市に登録されている団体は、平成31年度末現在で1,300を超え、それぞれが意欲的に活動しています。これらの団体同士が交流する場を創出します。
関係する 主な事業	社会教育関係団体等の育成事業 ほか

名 称	学校教育関係者と社会教育関係者の交流
内 容	「学社一体」の理念の実現への第一歩として、学校教育関係者と社会教育関係者が双方のニーズを把握することができるような交流の場の創設について、関係部署とともに検討を開始します。
関係する 主な事業	地域学習館事業 ほか

具体化の取組② 地域課題の共有化と解決に向けた学びの推進

市民の学びあいの機会を育み、地域課題の共有化と解決に向けた市民の主体的な学びを創出するための支援が求められています。たちかわ市民交流大学などにおいて、地域の中で、地域について、地域から大人が学ぶ機会をより充実していきます。また、地域課題の認識を深め、解決策の検討に参画し、地域に自らが主体的に参加し協働するまでの流れを意識した講座などを充実させ、学びの成果を地域に生かし還元できていることの見える化を図ることで、社会や地域に貢献したい、社会をよくしたいと考える市民の方が一人でも多くなるよう努めます。そして、子どもから大人まで多くの市民が参加したくなるような「立川市民科」の定着とさらなる発展を目指します。

<取組事項>

名 称	地域課題解決意識の醸成
内 容	地域課題の解決に向けたさまざまな講座の提供を通して、参加者の学びあいによる地域課題の解決に向けた意識を醸成します。
関係する 主な事業	市民交流大学運営事業、成人対象事業 ほか

名 称	現代的課題をテーマとする講座の実施
内 容	環境や平和・人権、多文化共生・国際理解など、現代的課題の解決に向けた多様な講座を実施します。
関係する 主な事業	成人対象事業 ほか

名 称	いきいきたちかわ出前講座の実施
内 容	市民の自主的な学習会などに市職員を派遣する「いきいきたちかわ出前講座」を実施します。
関係する 主な事業	市民交流大学運営事業 ほか

名 称	生涯学習における「立川市民科」
内 容	「立川のまちを知り、まちと関わり、まちに貢献する学習を通して、まちづくりを担う市民の輪を広げることを目指した立川市独自の講座・展覧会などの取組」である「立川市民科」講座を通して、地域課題の解決に取り組みます。
関係する 主な事業	成人対象事業 ほか

施策の方向3 連携・協働による学習環境の整備

多様化・高度化する市民の学習ニーズに対応するため、また市民の学びを個々人の成長・自己実現だけでなく、地域のつながりづくりやまちづくりにつなげていくため、行政と市民、及び市内外のさまざまな団体・組織と連携・協働した事業を積極的に展開し、ゆたかな学習環境を実現します。

具体化の取組① 市民とともにつくる学びの場づくり

市民の力を生かして活動している各種団体と協働し、市民参加による学習機会の創出に取り組みます。市民が自ら企画できる公募型の団体企画型講座は、より多くの団体に活用していただくことで、多様な講座が展開されるようバックアップします。

<取組事項>

名 称	市民参加による学習機会の創出
内 容	市民が運営の中核を担っている、たちかわ市民交流大学市民推進委員会や地域学習館運営協議会、生涯学習市民リーダー、学習等供用施設管理運営委員会などと協働し、講座やイベントを企画・実施します。
関係する 主な事業	市民交流大学運営事業、成人対象事業、学習等供用施設管理運営ほか

名 称	たちかわ市民交流大学市民推進委員会の育成と活用
内 容	市民推進委員の増加とその活用に取り組みます。
関係する 主な事業	市民交流大学運営事業 ほか

名 称	公募型団体企画型講座の活用促進
内 容	市内活動サークル・団体が自主的に企画できる公募型の団体企画型講座制度は、平成30（2018）年度からそのしくみの改善に取り組んできました。新しいしくみの早期確立に努めるとともに、活用団体を増やしていきます。
関係する 主な事業	市民交流大学運営事業 ほか

具体化の取組② 各種団体・組織などと連携した学習機会の創出

市内や周辺地域には、高等教育機関や研究機関、活力ある民間企業など、連携・協働により魅力的な事業を展開できる可能性を秘めたさまざまな組織に溢れています。それらの組織と手を取りあい、多様な事業を展開します。

また、生涯学習活動は、全庁的に取り組まれています。たちかわ市民交流大学市内調整委員会を中心とした調整に努め、連携・協力して事業を行います。

<取組事項>

名 称	たちかわ市民交流大学市内調整委員会による調整と連携
内 容	生涯学習活動は広範な分野にわたり横断的に取り組まれており、その間に立って調整を行うのがたちかわ市民交流大学市内調整委員会の役割です。市内調整委員会が中心となって、関係部署や関係施設が連携・協力して事業を行います。
関係する 主な事業	市民交流大学運営事業、成人対象事業、催物事業 ほか

名 称	地域学習館まつりを通じた団体・サークルとの連携
内 容	地域学習館まつりは、地域学習館で日常的に活動している団体やサークルとともにつくっています。まつりを通して、団体などとの連携を深めます。
関係する 主な事業	地域学習館まつり事業 ほか

名 称	青春学級活動運営委託事業者との連携
内 容	障害者のノーマライゼーションを目的として実施している「青春学級事業」を、委託事業者と連携して引き続き取り組むとともに、活動内容の周知に努めます。
関係する 主な事業	青春学級事業 ほか

名 称	国の機関や高等教育機関、民間企業などとの連携
内 容	国立国語研究所、国立極地研究所などの国の研究機関や、東京学芸大学、国立音楽大学、東京女子体育大学などの高等教育機関、さらには高等学校や民間企業など、多様な資源を生かして連携事業に取り組みます。
関係する 主な事業	市民交流大学運営事業、成人対象事業 ほか

<写真>

<写真>

施策目標Ⅱ 市民ニーズに合わせた生涯学習情報の提供－多様な媒体の活用による学びの裾野の拡大－

情報通信技術（ICT）が社会に深く浸透し、電子媒体による情報提供を求める声が若年層を中心に高まっています。一方で、高齢者などは依然として紙媒体など従来の情報伝達手段を求める傾向があるという結果もアンケートによって示されています。「情報格差」を広げないよう、電子機器の利用に不慣れな方に対する配慮も必要です。対象ごとに適した手段を用いて効果的な情報提供を行っていきます。

情報提供にあたっては、「学習情報提供のその先」にある実際の学習活動を見据え、その契機となるよう留意して取り組みます。

施策の方向1 学習情報の提供

いつでも、どこでも、誰もが必要な情報をわかりやすく入手できるよう、よりよい学習情報の蓄積と提供のあり方について検討し、計画的に実践します。

具体化の取組① さまざまな媒体の活用による広報

広報たちかわやたちかわ市民交流大学情報誌「きらり・たちかわ」などの紙媒体や、ホームページ、ツイッターなどのソーシャル・ネットワーキング・サービス（SNS）も活用し、多様な媒体による情報提供を行います。多言語への対応や、障害のある方に対しても情報を等しく届けられるよう、関連団体とも協力して取り組みます。

ツイッターなどの SNS は、拡散性が高く広告や広報に有効であり、さまざまな自治体においてその重要性が認識されつつある一方で、情報が大量かつリアルタイムにやり取りされるメディアでもあるため、認知・拡散されなかった情報はすぐに埋もれてしまいます。行政がただ SNS で発信しているだけでは効果に限界があることから、情報の受け手となる市民に認知され、拡散してもらうための施策の実効性を、費用対効果を含めて検討します。

<写真>

＜取組事項＞

名 称	対象者を意識した媒体の選択
内 容	情報を届けたい対象者に応じて、効果的な媒体を選択して情報提供を推進します。
関係する 主な事業	市民交流大学運営事業、成人対象事業 ほか

名 称	SNS のより効果的な活用の検討
内 容	SNS は、これまで通り活用するとともに、より効果的な使い方を検討します。
関係する 主な事業	市民交流大学運営事業、成人対象事業 ほか

具体化の取組② 学びの裾野を広げる情報発信

市ではさまざまな学習機会を提供していますが、関心はあっても学びの最初の一步を踏み出せない人、自分にあった学びの機会を見つけられない人などが、より多く参加していただけるように、情報を届ける工夫をします。

＜取組事項＞

名 称	参加したくなる内容の工夫
内 容	情報提供が「単なるお知らせ」になってしまえば、効果的とは言えません。情報の受け手が「参加したくなる」ような、一步を踏み出す後押しとなるような内容の工夫に取り組みます。
関係する 主な事業	市民交流大学運営事業、成人対象事業 ほか

名 称	潜在的な学習者に情報を届ける工夫
内 容	情報提供の内容を工夫しても、届けたい相手に届かなければ効果がありません。媒体の選択の他、自治会などの関係者と協力したきめ細かな情報提供の工夫に取り組みます。
関係する 主な事業	市民交流大学運営事業、成人対象事業 ほか

具体化の取組③ 学習相談体制の充実

「市民の共学と協働に育まれたまちづくり」を推進していくため、専門的な知識・技術の習得のみならず、地域に密着した人的ネットワークを構築できる職員の育成や、生涯学習に関する相談・助言体制の強化を図ることが求められています。職員は、学習のコーディネーターとして学習情報の提供を通じた市民ニーズの再発見を行い、市民が抱える課題を学びと結び付け、学習を通して実際に解決できるよう支援していきます。

＜取組事項＞

名 称	生涯学習情報コーナーの充実
内 容	学習施設に日々蓄積される学習情報を、地域学習館や生涯学習情報コーナーにおいて、いつでも市民に提供できる学習相談体制を整えます。また、こうした相談体制の存在が広く市民に認知されるようにします。そして、職員が情報提供者、コーディネーターの役割を果たせるよう、研修や実践を通して相談・助言能力の向上を図ります。
関係する 主な事業	市民交流大学運営事業、成人対象事業 ほか

＜写真＞

施策目標Ⅲ 地域人材の育成と学習施設の有効活用—学びを支える持続可能なしくみの構築—

市民の学習を自己実現のみならず、まちづくりに結び付けていくためには、生涯学習市民リーダーをはじめとする地域人材のネットワーク化や、学習活動の企画・運営支援を行うコーディネーターの育成が必要です。

そのために、地域に密着し信頼される職員の専門性（コーディネート力）の育成が不可欠です。地域の力を引き出し、結び付け、まとめる役割を積極的に担えるよう、能力向上に努めます。

また、地域人材の育成と活用のため、地域に人々が集える場（地域学習館・学習等供用施設など）を確保し、より使いやすい施設を目指して、公共施設再編計画を踏まえつつ、設備などの充実を図っていきます。

施設の利用にあたっては、インターネットを介して空き状況確認や仮予約ができる「施設予約システム」を提供するとともに、インターネットの利用に不慣れな方にも配慮した、きめ細かい施設の運営方法を検討していきます。

施策の方向1 地域人材ネットワークの構築

市の生涯学習は、多様な市民参画と地域人材の活躍によって成り立っていますが、これらの方々と協働して、自分の持つ知識や技能を地域のために生かしたいと考えている潜在的な人材の掘り起こしに引き続き取り組みます。特に地域の核となって積極的に活動を行い、人と人、人と団体などとの橋渡し役を担っていただける地域人材の育成を早急に進めます。

人生100年時代を迎え、高齢者が個々の生きがいづくりだけでなく、これまでの生活の中で培ってきた豊かな知識や経験を地域で生かしていくためのしくみづくりがますます必要になっています。高齢者に限らず、幅広い年齢層が学びを通して地域に関わり、交流し、地域に居場所をつくることで、今後の地域を担いゆく将来世代を育むためのしくみづくりも必要です。

具体化の取組① 学びにかかわる市民や組織との協働

これまで市では、たちかわ市民交流大学市民推進委員や地域学習館運営協議会委員、生涯学習市民リーダーをはじめとして、各種地域団体や施設利用者団体とともに、それぞれが持つネットワークを生かした地域人材の把握・活用が行われてきました。今後も引き続き、さまざまな主体が互いに協働しながら生涯学習施策を推進し、市民力を生かしたまちづくりの実現を目指します。

＜取組事項＞

名 称	社会教育関係団体の支援・育成
内 容	市内サークルや PTA などの社会教育関係団体の活動支援と育成を進めます。市内サークルに対しては、設立支援につながる講座を実施するほか、講座終了後も活動が継続するために必要な支援を行います。
関係する 主な事業	社会教育関係団体等の育成事業、社会教育関係団体登録制度事務、成人対象事業 ほか

名 称	生涯学習市民リーダー登録制度の活用
内 容	生涯学習市民リーダーで結成された「たちかわ市民リーダーの会」による「市民リーダー☆みんなの講座」の実施などにより、生涯学習市民リーダー登録制度の周知と地域におけるさらなる活用を図ります。
関係する 主な事業	生涯学習市民リーダー登録制度事務 ほか

名 称	学校支援ボランティア（地域学校協働本部）の活用
内 容	学校支援ボランティアの登録者数増加を目指すとともに、登録者と学校のニーズをマッチングさせ、活用を図ります。
関係する 主な事業	学校支援ボランティア事業 ほか

名 称	市民推進委員や市民リーダーなどの研修の実施
内 容	たちかわ市民交流大学市民推進委員（市民推進委員サポーターを含む）、市民リーダーの活動充実に向け、研修を実施します。
関係する 主な事業	市民交流大学運営事業、生涯学習市民リーダー登録制度事務 ほか

名 称	地域の人材情報の把握
内 容	各地域学習館は、学習館利用者との交流の中で人材情報の収集を行い、地域人材の発掘に努めます。
関係する 主な事業	地域学習館事業 ほか

具体化の取組② 地域を担う将来世代を育むしくみづくり

それぞれの地域によって異なる特色と課題をどのように学びとして取り上げ、共有し、解決に向けて取り組んでいくのか、そのしくみづくりに取り組みます。地域の学習拠点である地域学習館においては、運営協議会委員がこうした取組の計画や運営、評価に積極的に関わられるようなしくみを整えるとともに、自治会や社会福祉協議会との連携・協働を図り、出前講座の活用を促すなどして、地域の中での学習を支えます。

講座などの実施時には、参加者や利用者からの意見を聞く機会を設けたり、アンケートの実施方法を工夫したりするなど、市民ニーズの把握に努めます。また、世代間交流の場を設け、地域文化の伝承にも取り組んでいくとともに、これまであまり参加がなかった若い世代の参加を目指して、情報提供の方法や、事業内容・開催時間などについても検討していきます。

<取組事項>

名 称	地域学習館運営協議会による地域課題の把握
内 容	地域学習館は、地域学習館運営協議会とともに各地域の課題を把握するよう努めます。そして、その解決に向け、地域に根差した学習機会の提供を行います。その際には、運営協議会が計画や運営、評価に積極的に関わられるよう、しくみを整えます。
関係する 主な事業	地域学習館事業、成人対象事業 ほか

名 称	各種団体との交流による地域課題の把握
内 容	自治会やPTA、青少年健全育成地区委員会や民生委員・児童委員など、地域活動に携わる市民の方々との情報交換を通して、地域課題の把握に努めます。
関係する 主な事業	地域学習館事業 ほか

名 称	世代間交流による地域文化の伝承
内 容	地域文化の伝承などを図るため、世代間交流の場を設けます。地域学習館まつりや学習等供用施設における会館まつり、催物事業などは、さまざまな世代から参加があり、交流の場として機能しています。引き続き交流促進に取り組みます。
関係する 主な事業	地域学習館まつり事業、催物事業、学習等供用施設管理運営 ほか

名 称	社会教育関係団体としての PTA の支援
内 容	小学校や中学校の PTA は、社会教育関係団体です。子どもたちの学習の充実に向け、学校と一体となって活動を展開している PTA の活動を支援します。
関係する 主な事業	社会教育関係団体等の育成事業 ほか

名 称	学校支援ボランティア（地域学校協働本部）を通じた将来世代育成支援
内 容	学校が必要な支援を行うことで、地域を担う将来世代の育成を支援します。
関係する 主な事業	学校支援ボランティア事業 ほか

具体化の取組③ 「立川市民科」の推進

「立川市民科」は、他の自治体には見られない特徴的な取組です。特に学校教育における取組は先進的で、既に一定の成果が出ています。一方で、生涯学習における「立川市民科」の取組は黎明期にあります。定着化とさらなる発展に取り組めます。また、「立川市民科」の考え方と方向性を市民にわかりやすく発信するよう努めます。

<取組事項>

名 称	生涯学習における「立川市民科」の定着化
内 容	「立川のまちを知り、まちと関わり、まちに貢献する学習を通して、まちづくりを担う市民の輪を広げることを目指した立川市独自の講座・展覧会などの取組」である「立川市民科」の目的を、講座を企画する職員が正しく理解し、有効な学習機会を提供するよう努めます。
関係する 主な事業	成人対象事業 ほか

名 称	生涯学習における「立川市民科」の周知
内 容	「立川市民科」が定着するためには、その考え方を市民の方に知ってもらうことも必要です。講座実施時などさまざまな機会を活用して、市民の理解が深まるような情報発信を行います。
関係する 主な事業	成人対象事業 ほか

施策の方向2 専門的職員の養成

地域学習館の職員には、地域における学習・活動のコーディネーターとしての重要な役割があります。「市民の共学・協働に育まれたまちづくり」の実現に向け、いま職員に求められることは、まず、住民の地域活動に自主的に参加する仕掛けづくりや、そのための学習活動を支援するといった学習側面に関する力です。次に、身近な課題を発見し市民自らが当事者として解決・解消あるいは実現・具体化するために、連携・協働する力を育成する力やノウハウです。

具体的には、住民同士にとどまらず、市職員、公共団体・組織、民間企業や非営利団体（NPO）などの地域資源を、結び、まとめ、新たな資産を築いていく力、すなわち、対話し行動する力が必要です。

市民の学習支援を通して地域への関心を高め、市民協働によるまちづくりを進められるよう、コーディネーターとしての専門的技量を身に付けた職員の養成に取り組みます。さらに、こうした専門性や市民との信頼関係を、組織として責任を持って育成・継承していくしくみの構築も不可欠です。

同時に、地域学習館全体の能力を向上させるという考え方に立ち、地域学習館運営協議会をはじめとする地域の方々と協働して運営していく力の育成にも努めます。

具体化の取組① コーディネーターとしての職員の養成、研修体制の強化

地域学習館などの学習施設や生涯学習情報コーナーなどの学びに関わる窓口は、「人と学び」「人と人」をつなぐ地域の身近な窓口として、市民の生涯学習活動の推進に重要な役割を果たします。また、職員のコーディネート力は、今後の地域学習館のあり方を考える上で無くてはならない能力であり、積極的な能力開発・育成が求められています。

各施設に配置された職員が、利用者や地域団体との情報交換を通して、地域で活動する団体の活動内容や活動の核となる人材を把握し、その情報を必要とする人と結ぶことができるよう、職員のコーディネート力のより一層の向上に努めます。また、具体的な地域課題を学びにつなげる企画力、市民と協働して学びを展開する実践力を、研修などを通じて養っていきます。

そして、「社会教育主事」は、「学社一体」を推進する上でも大変重要な役割を持っていますが、自治体が職員を「社会教育主事」として任用することにはさまざまな課題があることが知られています。令和2（2020）年度から施行される新養成制度により、要件を満たす者に「社会教育士」という称号が付与されます。研修制度の創設などによってこれを活用し「社会教育士」を称する職員を増やすことが可能かどうかの検討を開始します。

<取組事項>

名 称	研修体制の充実
内 容	外部機関とも連携して職員研修体制を強化します。また、着任時の初任者研修、OJT（オン・ザ・ジョブ・トレーニング）、専門研修の充実に取り組みます。
関係する 主な事業	生涯学習活動推進事業 ほか

名 称	職員意識の向上
内 容	職員は、業務はもちろん研修にも意欲を持って取り組み、専門性の向上を目指します。
関係する 主な事業	生涯学習活動推進事業 ほか

名 称	社会教育主事講習の受講などに対する支援の検討
内 容	社会教育主事講習や大学などにおける社会教育課程を履修し「社会教育主事」資格の取得（称号「社会教育士」の取得）を希望する職員に対して、受講料や業務上の支援が可能かどうかの検討を開始します。
関係する 主な事業	生涯学習活動推進事業 ほか

<写真>

施策の方向3 学習施設の充実

地域学習館は、地域学習館運営協議会を中心に、市民との協働で運営してきました。また学習等供用施設は、地域住民の代表者からなる学習等供用施設管理運営委員会が運営の中心を担っています。こうした学習施設のさらなる有効活用を推進するために、「学習施設の充実と利便性の維持」「市民一人ひとりのニーズに応じた公平で柔軟な施設利用の工夫」「多様な地域施設の積極的な活用」「すべての市民に開かれた学習施設としての機能の強化」が求められています。すべての市民がともに学びあい、活動できるようにするために、より活用のしやすい環境の実現に向け、引き続き整備を行います。

具体化の取組① 学習施設の充実と利便性の向上

公共施設再編が検討されています。私たちは、これまでと同じ考え方で施設の維持管理に取り組んでいるだけでは不十分であるということを認識する必要があります。将来にわたって生涯学習・社会教育を推進していくためには「学習の場の確保」は必須条件です。将来的に施設のあり方が変わるとしても、学習施設が持つ「機能」については確実に維持し、市民の学習活動が後退することのないよう、限られた施設や資源を有効活用する方策を検討します。

<取組事項>

名 称	「公共施設整備計画（仮称）」に適合する生涯学習活動の推進方策の検討
内 容	「公共施設再編個別計画」が示す再編モデルケースを題材に市民検討が行われています。令和2（2020）～令和5（2023）年度頃に、市民検討の意見を参考に、再編の具体案となる「公共施設整備計画（仮称）」がまとめられる予定です。施設床面積の増減や、複合化などさまざまな可能性が考えられますが、どのような結論であっても、市民の生涯学習活動を推進する体制を確実に維持する方策を、生涯学習推進審議会などの助言を得ながら検討します。
関係する 主な事業	生涯学習推進審議会事務 ほか

具体化の取組② 公平で柔軟な施設利用の推進や学習施設の連携促進

地域学習館などの学習施設では、利用者の利便性の向上と公平性の確保を目的として、パソコンや携帯電話・スマートフォンなどから施設の空き状況確認

や仮予約ができる「施設予約システム」を導入しており、幅広い地域からさまざまな年齢層の方が利用しています。

これに対して学習等供用施設は、指定管理者が窓口で直接受け付ける申込方式を採用し、電子機器の利用に不慣れな方の学習機会を確保しており、地域住民の身近な学習施設として親しまれています。

施設が持つそれぞれの特長を生かして、幅広い市民の学習環境の整備とより一層の利用促進を図ります。

また、地域学習館や学習等供用施設は、学校を筆頭に、他の学習施設や児童館、図書館、歴史民俗資料館など、学びやまちづくりに関わる多様な施設との連携を進めます。

<取組事項>

名 称	施設の公平利用の促進
内 容	学習施設の公平かつ柔軟な利用を、引き続き促進します。
関係する 主な事業	生涯学習活動推進事業、地域学習館事業、地域学習館維持管理 ほか

名 称	「施設予約システム」の利便性向上
内 容	「施設予約システム」のより一層の利便性向上及び安定稼働に努めます。
関係する 主な事業	生涯学習活動推進事業 ほか

名 称	市民ニーズの収集と反映
内 容	地域学習館や学習等供用施設で実施される利用者懇談会や交流会、講座時のアンケートの活用などによって、利用者の意見を聴く機会を増やし、市民ニーズに基づいた学習環境の整備を行います。
関係する 主な事業	生涯学習活動推進事業 ほか

具体化の取組③ 施設の維持管理

地域学習館や学習等供用施設は、いずれも長い歴史と伝統を持って地域に定着しています。一方で、施設や備品は歴史に相応して著しく老朽化が進んでお

り、適切に維持管理しなければ、学習活動を制限したり疎外したりする一つの要因となりかねません。

それだけでなく、災害時にはすべての地域学習館や学習等供用施設が避難所として利用されます。市民の安心・安全を確保するためにも、施設の老朽化対策は喫緊の課題です。

市民が安心して施設を利用することができるよう、公共施設再編の動向も注視しつつ、適切な維持管理に努めます。

<取組事項>

名 称	施設の老朽化への対応
内 容	厳しい財政状況を踏まえつつ、老朽化が進んでいる施設や備品の適切な維持管理に取り組みます。
関係する 主な事業	地域学習館維持管理、学習等供用施設管理運営、歴史民俗資料館施設管理、古民家園施設管理、八ヶ岳山荘管理運営 ほか

資料

- 1 立川市生涯学習推進本部設置要綱
- 2 立川市生涯学習推進本部名簿
- 3 立川市生涯学習推進審議会条例
- 4 立川市生涯学習推進審議会委員名簿
- 5 策定までの審議経過
- 6 他課における生涯学習関連事業
- 7 脚注用語解説
- 8 参考資料

1 立川市生涯学習推進本部設置要綱

平成5年2月8日教育委員会要綱第3号

(設置)

第1条 立川市生涯学習推進計画（以下「推進計画」という。）を策定し、推進計画に基づく生涯学習施策（以下「生涯学習施策」という。）を総合的に推進するため、立川市生涯学習推進本部（以下「推進本部」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 推進本部は、次の各号に掲げる事項について協議する。

- (1) 推進計画の策定に関すること。
- (2) 生涯学習施策の円滑な推進に関すること。
- (3) 生涯学習に係る事業の奨励及び普及に関すること。
- (4) 生涯学習施策に係る総合調整に関すること。
- (5) その他本部長が指定する事項に関すること。

(組織)

第3条 推進本部に、本部長、副本部長及び本部員を置く。

- 2 本部長は、市長を充てる。
- 3 副本部長は、副市長及び教育委員会教育長を充てる。
- 4 本部員は、別表第1に定める者をもって充てる。

(職務)

第4条 本部長は、推進本部を代表し、会務を総理する。

- 2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 推進本部の会議は、本部長が必要に応じて招集する。

- 2 推進本部は、本部員の定数の過半数の者が出席しなければ会議を開くことができない。

(幹事会)

第6条 推進本部に、幹事会を置く。

- 2 幹事会は、別表第2に定める幹事をもって組織する。
- 3 幹事会の長（以下「幹事長」という。）は、教育委員会事務局教育部長（以下「教育部長」という。）を充てる。ただし、幹事長に事故があるときは、本部長があらかじめ指定した幹事が、その職務を代理する。
- 4 幹事会は、推進本部に付議する事案及び推進本部で決定した事項の実施に必要な事項を協議する。

(連絡会)

第7条 幹事会に、連絡会を置く。

- 2 連絡会は、別表第3に定める会員をもって組織する。

3 連絡会の長（以下「座長」という。）は、教育委員会事務局教育部生涯学習推進センター長を充てる。ただし、座長に事故があるときは、幹事長があらかじめ指定した会員が、その職務を代理する。

4 連絡会は、生涯学習推進に関する調査・検討を行うほか、次の各号に掲げる事項を行う。

- （１） 生涯学習施策推進のための連絡調整に関すること。
- （２） 生涯学習関連情報の収集及び交換に関すること。
- （３） その他生涯学習を推進する上で必要な事項に関すること。

（検討部会）

第8条 幹事会に、必要に応じて検討部会を置くことができる。

（意見等の聴取）

第9条 推進本部及び幹事会は、必要があると認めるときは、推進本部及び幹事会以外の職員の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

（庶務）

第10条 推進本部の庶務は、教育委員会事務局教育部生涯学習推進センターにおいて処理する。

（委任）

第11条 この要綱の施行について必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成5年2月8日から施行する。

（中略）

附 則（令和元年9月30日教育委員会要綱第11号）

この要綱は、令和元年10月1日から施行する。

※別表は、省略

2 立川市生涯学習推進本部名簿

(1) 本部

役 職	所 属	氏 名
本部長	市 長	清水 庄平
副本部長	副市長	大霜 俊夫
〃	副市長	田中 良明
〃	教育長	小町 邦彦
本部員	総合政策部長	栗原 寛
〃	行政管理部長	田中 準也
〃	財務部長	諸井 哲也
〃	市民生活部長	井田 光昭
〃	産業文化スポーツ部長	矢ノ口 美穂
〃	子ども家庭部長	横塚 友子
〃	福祉保健部長	吉田 正子
〃	保健医療担当部長	五十嵐 智樹
〃	まちづくり部長	小倉 秀夫
	基盤整備担当部長	平出 賢一
	環境下水道部長	野澤 英一
	ごみ減量化担当部長	小宮山 克仁
	公営競技事業部長	大平 武彦
	会計管理者	土屋 英眞子
	教育委員会事務局教育部長	大野 茂
	議会事務局長	小林 滋

(2) 幹事会

役 職	所 属	氏 名
幹事長	教育部長	大野 茂
幹事	産業文化スポーツ部協働推進課長	大須賀 一夫
〃	産業文化スポーツ部地域文化課長	比留間 幸広
〃	産業文化スポーツ部スポーツ振興課長	高木 健一
〃	子ども家庭部子育て推進課長	伊藤 京子
〃	子ども家庭部子ども育成課長	竹内 佳浩
〃	福祉保健部福祉総務課長	亀井 寿美子
〃	福祉保健部障害福祉課長	茅沼 孝治
〃	福祉保健部健康づくり担当課長	田村 信行
〃	環境下水道部環境対策課長	横塚 浩一
〃	教育部指導課長	前田 元
〃	教育部生涯学習推進センター長	五十嵐 誠
〃	教育部図書館長	池田 朋之

3 立川市生涯学習推進審議会条例

平成4年3月31日条例第5号

(設置)

第1条 市民の生涯学習の振興を図るため、立川市生涯学習推進審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、生涯学習推進計画及び生涯学習の推進に係る施策について調査審議し、答申する。

2 審議会は、生涯学習の振興に関する事項について、市長に建議することができる。

(組織)

第3条 審議会は、委員13人以内をもって組織する。

(委員)

第4条 委員は、次の各号に掲げる者につき、市長が任命する。

- (1) 学識経験を有する者 5人以内
- (2) 関係市民団体の代表者 5人以内
- (3) 関係行政機関の職員 1人
- (4) 市民 2人以内

2 委員は、社会教育法（昭和24年法律第207号）第15条に規定する社会教育委員を兼務し、同法第17条に規定する職務を行う。

3 委員の任期は、2年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選によって定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の定数の過半数の者が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(部会)

第7条 審議会は、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員は、会長の指名によって定める。

3 部会に部会長を置き、部会の委員のうちから互選によって定める。

(委任)

第8条 この条例の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成4年4月1日から施行する。

(中略)

附 則 (平成28年3月24日条例第22号)

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

4 立川市生涯学習推進審議会委員名簿

役 職	氏 名	所 属 等	選出枠
会長	倉持 伸江	東京学芸大学准教授 錦学習館運営協議会委員	学識経験者
副会長	檜崎 茂彌	柴崎学習館運営協議会委員	関係団体
委員	伊藤 静一	東京学芸大学非常勤講師	学識経験者
〃	梅田 茂之	高松学習館運営協議会会長	関係団体
〃	榎並 隆博	東京都多摩教育事務所指導課長	関係行政 機関
〃	榎本 弘行	東京農工大学大学院農学研究院准教授	学識経験者
〃	佐藤 良子	NPO 法人全国生涯学習まちづくり協会副理事長 立川市自治会連合会砂川支部長	学識経験者
〃	須崎 伸子	市民公募	市民公募
〃	竹内 英子	幸学習館運営協議会会長	関係団体
〃	難波 敦子	生涯学習市民リーダーの会会長	関係団体
〃	林 勇希	市民公募	市民公募
〃	眞壁 繁樹	元小学校長 砂川学習館運営協議会副会長 たちかわ市民交流大学市民推進委員会委員	学識経験者
〃	宮本 直樹	立川市社会福祉協議会市民活動センターたちかわ運 営委員長、たちかわ市民交流大学企画運営委員長	関係団体

※令和元年11月19日（答申時）現在。会長・副会長を除き五十音順。

5 策定までの審議経過

開催時期	会議名	審議内容
平成31(2019)年 1月21日	生涯学習推進審議会	・第5次計画の概要及び進捗状況について
平成31(2019)年 2月14日	第3回教育委員会定例会	・第6次計画の策定方針について
平成31(2019)年 2月25日	第4回教育委員会定例会	・第5次計画の中間総括について
平成31(2019)年 3月22日	生涯学習推進審議会	・第5次計画の中間総括について ・生涯学習に関するアンケート結果について ・第6次計画の体系について
平成31(2019)年 4月16日	生涯学習推進審議会	・第6次計画の体系について ・教育行政を取り巻く現状について
令和元(2019)年 5月14日	生涯学習推進審議会	・第6次計画の体系について
令和元(2019)年 6月25日	生涯学習推進審議会	・答申案の構成について
令和元(2019)年 7月23日	生涯学習推進審議会	・答申案の構成について
令和元(2019)年 10月8日	生涯学習推進審議会	・答申案の構成について
令和元(2019)年 11月19日	生涯学習推進審議会	・答申「立川市における生涯学習の振興方策について」
令和元(2019)年 11月28日	第22回教育委員会定例会	・生涯学習推進審議会答申の報告
令和元(2019)年 12月2日	第1回生涯学習推進本部幹事会	・第6次計画(素案)の検討
令和元(2019)年 12月24日	第2回生涯学習推進本部幹事会	・第6次計画(素案)の検討
令和2(2020)年 月 日	経営会議 第1回生涯学習推進本部	・第6次計画(素案)の検討
令和2(2020)年 月 日	政策会議 第2回生涯学習推進本部	・第6次計画(素案)の検討
令和2(2020)年 月 日	第 回教育委員会定例会	・第6次計画(素案)について

令和2（2020）年 月 日	令和2年第1回立川 市議会文教委員会	・第6次計画（素案）について ・パブリックコメントの実施について
令和2（2020）年 月 日	パブリックコメント	・パブリックコメントの実施
令和2（2020）年 月 日	第 回教育委員会定 例会	・パブリックコメントの対応について ・第6次計画（原案）について
令和2（2020）年 月 日	令和2年第2回立川 市議会文教委員会	・第6次計画（原案）について

6 他課における生涯学習関連事業

(これから作成)

7 脚注用語解説

(これから作成)

8 参考資料

最終的にはリンク先 URL などの情報を併記する。（例えば「教育再生実行会議ホームページ」「文部科学省ホームページ」のみの記載とし、個別の提言などは列挙しない形式にすることも検討する）

参考資料は今後も追加される。

- ・ 教育基本法
- ・ 社会教育法
- ・ 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（地教行法）
- ・ 「学び続ける」社会、全員参加型社会、地方創生を実現する教育の在り方について（教育再生実行会議第六次提言）平成 27（2015）年 3 月
- ・ 自己肯定感を高め、自らの手で未来を切り拓く子供を育む教育の実現に向けた、学校、家庭、地域の教育力の向上（教育再生実行会議第十次提言）平成 29（2017）年 6 月
- ・ 地域における生涯学習機会の充実方策について（生涯学習審議会答申）平成 8（1996）年 4 月
- ・ 個人の能力と可能性を開花させ、全員参加による課題解決社会を実現するための教育の多様化と質保証の在り方について（中央教育審議会答申）平成 28（2016）年 5 月
- ・ 新しい時代の教育や地方創生の実現に向けた学校と地域の連携・協働のあり方と今後の推進方策について（中央教育審議会答申）平成 27（2015）年 12 月
- ・ 人口減少時代の新しい地域づくりに向けた社会教育の振興方策について（中央教育審議会答申）平成 30（2018）年 12 月
- ・ 第 3 期教育振興基本計画（平成 30（2018）年 6 月）
- ・ 「次世代の学校・地域」創生プラン～学校と地域の一体改革による地域創生～（平成 28（2016）年 1 月）
- ・ <文部科学省の組織再編に関する参考資料>

- ・ 第3次東京都教育ビジョン（平成25（2013）年4月）
- ・ 第4次東京都教育ビジョン（平成31（2019）年3月）
- ・ 東京都教育施策大綱～東京の輝く未来を創造する教育の実現に向けて～（平成29（2017）年1月）
- ・ 「学社一体」へ向けた取り組みにおける地域学習館のあり方について（立川市生涯学習推進審議会答申）平成31（2019）年1月
- ・ 立川市における生涯学習の振興方策について（立川市生涯学習推進審議会答申）令和元（2019）年11月
- ・ 立川市第4次長期総合計画 後期基本計画
- ・ 立川市公共施設再編計画
- ・ 立川市公共施設再編個別計画
- ・
- ・

立川市第6次生涯学習推進計画
令和2（2020）年7月発行

発 行 立川市教育委員会
〒190-0012
東京都立川市曙町2-36-2
ファール立川センタースクエア4階
電話 042-527-5757
FAX 042-528-6806
ホームページ <https://www.city.tachikawa.lg.jp/>
編 集 教育委員会事務局教育部生涯学習推進センター